

# 米政策の見直しに伴う対策について

## 負担金なしの圃場整備を進める



中倉 広文 議員

なり需要に応じた生産に取り組むこととなる。

### 住民には正しい情報を

中倉議員

平成30年から減反政策は大きく転換すると発表され、一部マスコミからは減反政策の廃止として報道された。このことで、関係者には減反制度がなくなるのでは、という大きな誤解と混乱が広がっているが、米政策はどのように見直しされるのか。

### 年内にチラシを発送

町長

平成30年産からの変更点は、生産数量目標の配分をやめることと、米の直接支払交付金の廃止である。平成30年産から行政が生産数量目標を示すのではなく、生産者や集荷業者、団体等が中心と

平成30年産から制度が変わるが、今後も国が米政策に関わっていくことに変わりはない。このことをしっかりと伝えるため、年内にチラシを作成し、文書発送などを活用して住民の誤解を解消したい。

### 需給バランス等の情報提供は

中倉議員

30年度から生産者の判断によって作物を選定することになるが、判断する生産者側も指標がなければ難しいと考える。需要と供給の状況を、公的機関から情報提供する必要があると思うがどうか。

### 県の情報をもとに各農業者に周知する

農林振興課長

これまで国が生産数量目標の配分をしていたが、当分の間、県の農業再生協議会で全国の米の供給量や需要量、民間在庫量などの需給見通しを出し、これらをもとに各地域へ予測値を提供する。本町の農業再生協議会も県からの情報提供を受け、各農業者に対して周知を

### 中間管理事業における圃場整備の内容は

中倉議員

本年5月に改正された土地改良法の中で、農地中間管理機構の借り受け農地に限っては、農業者の費用負担なしで基盤整備が行えると公表された。その内容を示せ。



農地中間管理事業のしくみ

### 機構への高い貸し付け率が要件

町長

主な要件は、整備地区内の水田が高い水準で機

構に貸し付けられていることと、事業計画の手續後、機構への貸付期間が15年以上である。また、

事業申請には農家の同意は必要ないが、工事の際の施工同意、換地同意については従来の事業と同じになる見込みである。

### 受益者負担のない圃場整備を進めるのか

中倉議員

中間管理事業の圃場整備は、とても画期的な事業と思われるが、今後、受益者負担のない圃場整備を進めていくのか。

### 負担のない整備に取り組み

町長

農地中間管理機構の圃場整備は受益者負担がないため、従来の農業農村整備事業の圃場整備も同様にしなければ、受益者の理解は得られないと思う。そのようなことから、受益者負担のない圃場整備の方向で取り組んでいく。

### 町の特色を活かしたブランド戦略は

中倉議員

リサイクル日本一のイメージと合致した大崎ブランドを創出することは、大きな戦略の一つであり、またそれを実現するため、本町はとても優位な位置にあると思う。エコの町のイメージで、有機質肥料を活用した農産物を売り出していく良いチャンスではないのか。

### リサイクル率日本一を活かす

町長

リサイクル率日本一の特色を最大限に活かす取り組みは、非常に付加価値が高く、かつ必要性も高い。米のブランド化について、「リサイクル率日本一の米」というような冠をつけることで、ふるさと納税などでも活用できると考えることから、特色ある宣伝や米栽培ができるよう積極的に取り組んでいきたい。